

平成30年度

熊谷市スマートハウス補助金

《申請の手引き》

平成30年4月

熊谷市 環境部 環境政策課(江南庁舎2階)

<目次>

1	目的	2
2	申請フロー	2
3	補助対象	
	(1) 補助対象住宅	3
	(2) 補助対象者	3
4	補助金額	3
5	交付件数	4
6	申請手続	
	(1) 交付申請	4
	(2) 交付決定	5
	(3) 交付請求	6
7	他の補助金との併用	6
8	取得財産の管理・処分	6
9	補助事業完了後の市への協力	6
10	Q&A	7





1 目的

本市において、スマートハウスを新築又は購入した市民に対し、新築又は購入に係る費用の一部を補助することで地球温暖化対策に資することを目的とします。

2 申請フロー

補助金の申請期間は、平成30年4月2日(月)から平成31年3月29日(金)までで、補助金の対象となる住宅の所有権保存登記日より1年以内(必着)です。

《申請フロー》

	時期等	申請者	熊谷市
交付申請	平成30年4月2日から 平成31年3月29日まで ※住宅の所有権保存登記日 より1年以内 ※補助対象機器の通電(太陽 光発電システムについては 系統連系)を完了しているこ と	交付申請書提出 	交付申請書受付
			審査
交付決定	申請翌月 15 日頃	交付決定通知書受領 	交付決定通知書送付
交付請求	交付決定後随時(江南庁舎 窓口に限る)	交付請求書提出 	交付請求書受付
交付	交付決定後随時	補助金受領 	補助金交付 ※「まち元気」熊谷市商品 券 25 万円は、交付請求書 の受付と同時に窓口でお 渡しします。 ※25 万円は、後日、口座 振込となります。

3 補助対象

(1) 補助対象住宅（スマートハウス）

補助金の対象となる住宅は、新築住宅（※1）で、下記の機器（※2）を備え、及び認定を受けたものとします。

※1 注文住宅、建売住宅のいずれも対象になります。

※2 家庭用燃料電池システム（エネファーム）又は家庭用蓄電システムの設置が必要になります。

対象	条件等
太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none">・日本工業規格（JIS）に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力が2.5kW以上であること・余剰電力の買取契約を締結すること（全量買取契約を締結する場合は不可）
家庭用燃料電池システム（エネファーム）※2	<ul style="list-style-type: none">・一般社団法人燃料電池普及促進協会が「家庭用燃料電池システム導入支援事業補助金」の対象機種として指定しているもの
家庭用蓄電システム※2	<ul style="list-style-type: none">・一般社団法人環境共創イニシアチブが「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業」の補助対象登録製品として指定しているもの
エネルギーマネジメントシステム（HEMS）	<ul style="list-style-type: none">・「ECHONET Lite」規格（一般社団法人エコネットコンソーシアムが発行した通信規格）を標準インターフェイスとして搭載しているもの
LED照明	<ul style="list-style-type: none">・住宅に付属した照明で、照明用電源を使用するものであること・居室の全てに設置されていること
長期優良住宅の認定	<ul style="list-style-type: none">・長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定による認定を受けていること

(2) 補助対象者

この補助金の対象者は、下記の全てに該当する方です。

- ①本市に、注文住宅（※3）を新築し又は建売住宅（※3）を購入し、自ら居住する方
- ②本市の市税を滞納していない方
- ③暴力団との関係を有していない方

※3 注文住宅、建売住宅のいずれも、併用住宅も対象になります。

4 補助金額

この補助金の額は、一律50万円です。そのうち、25万円を「まち元気」熊谷市商品券、25万円を口座振替で交付します。

5 交付件数

平成30年度の交付予定件数は、50件です。

12件目までは「熊谷市・公益信託熊谷環境基金スマートハウス補助金」、13件目からは「熊谷市スマートハウス補助金」による交付となり、交付申請書の様式が異なりますので、ご注意ください（交付申請書以外の添付書類に変更はありません）。

6 申請手続

(1) 交付申請

平成30年4月2日（月）から平成31年3月29日（金）までで、補助金の対象となる住宅の所有権保存登記日より1年以内に、「熊谷市 環境部 環境政策課」に、必要書類を持参してください（郵送不可）。

なお、補助対象機器の通電(太陽光発電システムについては系統連系)を完了している必要があります。

本庁舎、大里庁舎、妻沼庁舎では、受け付けておりませんので、ご注意ください。

交付申請は先着順に受け付けますが、申請内容に不備のある場合は、当該不備が修正された時点で受け付けたものとします。

【交付申請先】

熊谷市 環境部 環境政策課

住所：熊谷市江南中央一丁目1番地（江南庁舎2階）

電話：048-536-1547

【交付申請に必要な書類】

	書類名	備考
①	補助金交付申請書 (様式第1号)	・本市の定める様式を使用してください。
②	建物登記簿の全部事項証明書の写し	・建物の登記簿（全部事項証明書）を提出してください。 ※所有権保存登記日の記載があるもの
③	工事請負契約書又は 売買契約書の写し	
④	確認済証、建築確認 申請書及びその添付 書類の写し	・建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証、建築確認申請書及びその添付書類の写し 例) 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証 確認申請書（建築物）及びその添付書類
⑤	機器の位置が記載さ れているもの	・⑤に「太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）又は家庭用蓄電システム、エネルギーマネジメントシステム（HEMS）、LED照明（以下、補助対象機器）」の位置が記載されていない場合に必要になります。 例) 立面図→家全体のものに太陽光の設置位置を明記 平面図→エネファーム又は家庭用蓄電システム、HEMS、LED（名称と消費電力（W数）が分かるもの）の位置を明記

⑥	検査済証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し
⑦	機器の保証書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象機器の保証書の写し ※太陽光発電システム：出力対比表又は「太陽光発電システム」等の記載がある建物保証書も可 ※エネファーム又は家庭用蓄電システムの保証書 ※エネルギーマネジメントシステム（HEMS）：出荷証明書、モニターの保証書も可 ※LED照明：施工業者が施工したものについては、「照明設備」、「電気設備」等の記載がある建物保証書も可
⑧	エネルギーマネジメントシステム（HEMS）の仕様が分かる説明書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーマネジメントシステム（HEMS）のパンフレット等 ※「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していることが分かるもの
⑨	電力受給契約を締結したことを証明する書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・電力受給契約申込書兼低圧配電線への系統連携申込書（電力会社が受付をしたもの）の写し ※電力会社が東京電力パワーグリッド株式会社である場合は、「接続契約のご案内」も可 ※設備出力と買取起算日が確認できるWebページも可 ※設置した太陽光発電システムと電力会社の低圧配電線との系統連携を完了している必要があります。
⑩	完成写真	<ul style="list-style-type: none"> ・建物全体写真及び補助対象機器が設置されることが分かる写真 ※太陽光発電システム：建物全体写真に、太陽光発電システムが写っている場合は、建物全体写真とあわせて1枚で可 ※エネファーム又は家庭用蓄電システムの全体写真と製造番号が分かる写真 ※エネルギーマネジメントシステム（HEMS）：情報収集装置、分電盤、モニター ※LED照明：居室の主要な照明が写っているもので、1室で1枚程度、どの写真がどの居室に該当するか明記されているもの
⑪	長期優良住宅の認定通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅法第7条（第8条第2項において準用するものを含む。）の規定による認定通知書の写し
⑫	その他市長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・本市から求めがあった場合に提出してください。

（2）交付決定

申請は先着順に受け付け、受付名簿に補助金交付候補者として登載し、市で審査を行った上で補助金を交付する対象者を決定し、申請者に交付決定通知書を順次送付します。

(3) 交付請求

交付決定通知書を受領したときは、受領した月の月末営業日までに、「熊谷市 環境部 環境政策課(江南庁舎2階)」に、「補助金交付決定通知書(様式第2号)」を持参してください。

その際、申請書に押印したものと同一印鑑と、申請者名義の金融機関の口座番号の分かるもの、窓口いらした方の本人確認書類(運転免許証等)をお持ちください。その場で、25万円分の「まち元気」熊谷市商品券を交付します。残りの25万円は、後日、指定いただいた口座に振込みとなります。

本庁舎、大里庁舎、妻沼庁舎では、受け付けておりませんので、ご注意ください。

7 他の補助金との併用

この補助金は、国、県の補助金と併用することができます。

それぞれの補助金で、申請期間等が異なりますので、ご注意ください。

〔参考〕併用できる補助金の例【この情報は、平成30年3月末現在です。】

- ・平成29年度ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)支援事業(一般社団法人環境共創イニシアチブ(S11))(平成29年10月10日終了)
- ・平成29年度家庭用燃料電池システム導入支援事業補助金(一般社団法人燃料電池普及促進協会)(平成30年2月23日終了)
- ・平成29年度住宅用省エネ設備導入支援事業補助金(埼玉県)(平成30年2月28日終了)

この補助金は、次の市の補助金と併用することはできません。

- ・熊谷市再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費補助金

8 取得財産の管理・処分

補助対象者は、この補助事業の補助対象である財産について、目的以外の用途(譲渡、交換、貸付等)に使用することはできません。補助金の目的に沿うよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。

補助対象者は、法定耐用年数の期間内に財産を処分するときは、あらかじめ「財産処分承認申請書(様式第4号)」を本市に提出し、その承認を受けなければなりません。未承認のまま財産処分が行われた場合、本市は交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることがあります。

9 補助事業完了後の市への協力

補助事業が完了した後、本市が行うエネルギー使用状況調査やアンケート調査等への協力を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。

10 Q&A

Q 「太陽光発電システム、エネルギーマネジメントシステム（HEMS）、LED照明、家庭用燃料電池システム（エネファーム）又は家庭用蓄電システム（以下、補助対象機器）」全てを設置し、長期優良住宅の認定を受けなければ、補助対象にならないのですか？

A この補助金を受けるためには、上記全ての機器を設置し、及び認定を受ける必要があります。

Q 補助対象機器をひとつのみ設置した場合や、長期優良住宅の認定を受けた場合のみでは、補助対象にならないのですか？

A この補助金の対象にはなりません。

太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、家庭用蓄電システム、エネルギーマネジメントシステム（HEMS）については、個別の補助制度がありますので、ご利用ください。

LED照明、長期優良住宅の認定についての個別の補助制度はありません。

Q なぜ、補助対象機器全てを設置し、さらに長期優良住宅の認定を受けた新築住宅（注文住宅又は建売住宅）でなければ、補助金の対象とならないのですか？

A この補助金は、新たに長期的に居住するための住宅に、創エネ、省エネ、蓄エネといった要件を備えることで、エネルギー使用及びCO₂排出量の削減により地球温暖化対策に大きく寄与することを目的としています。

そのため、太陽光発電や家庭用燃料電池システム（エネファーム）による「創エネ」設備、LED照明等による「省エネ」設備、家庭用蓄電システムによる「蓄エネ」設備、エネルギーマネジメントシステム（HEMS）による「エネルギーの見える化」設備を有し、また、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である長期優良住宅の認定を受けた住宅を補助対象としています。

Q 長期優良住宅の認定を受け、太陽光発電システム、エネルギーマネジメントシステム（HEMS）、LED照明を設置した上、家庭用燃料電池システム（エネファーム）と家庭用蓄電システムの両方を設置します。補助金の額はいくらになりますか？

A 家庭用燃料電池システム（エネファーム）と家庭用蓄電システムの両方を設置した場合も、家庭用燃料電池システム（エネファーム）と家庭用蓄電システムのいずれかを設置した場合も、補助金の額は、一律50万円です。

Q 既設機器や既築住宅についても補助対象とすべきではないですか？

A この補助金は、補助対象となる住宅の取得を促すことを目的にしておりますので、既に設置された機器や既に建築された住宅についての補助は対象としておりません。

Q 太陽光発電はいつまでに系統連系を終えればいいですか？

A 交付申請までに終わってください。交付申請ができるのは、平成30年4月2日（月）から平成31年3月29日（金）までで、補助金の対象となる住宅の所有権保存登記日より1年以内（必着）です。交付申請までに、補助対象機器の通電(太陽光発電システムについては系統連系)を完了している必要があります。

Q 家庭用燃料電池システム（エネファーム）以外のエコキュートやエコジョーズ等の高効率給湯器は補助対象になりますか？

A 補助対象になりません。補助対象となる高効率給湯器は、家庭用燃料電池システム（エネファーム）のみです。

Q 居室の全てにLED照明を設置することが補助対象要件となっていますが、居室の定義は何ですか？

A 建築基準法第2条第4号「居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室」を指し、具体的には、居間、寝室、台所（※）、応接室、書斎等です。玄関、廊下、階段、トイレ、手洗所、浴室、物置、納戸等は、居室には含みません。

※ 調理のみに使用し、食事等の用に供しない場合で、床面積が小さく（4.5畳程度）、他の部分と間仕切り等で明確に区画されている場合は、居室としては取り扱いません。

Q 中古品は補助対象になりますか？

A 補助対象になりません。補助対象になるのは未使用品に限ります。

Q リース契約の場合は補助対象になりますか？

A 補助対象になります。ただしその契約期間が法定耐用年数以上、かつ中途契約・解約出来ない場合に限ります。申請書にリース契約書の写しを添付して下さい。

※対象機器法定耐用年数

- ・太陽光発電システム …17年
- ・家庭用燃料電池システム …6年
- ・家庭用蓄電システム …6年
- ・エネルギーマネジメントシステム（HEMS） …5年

Q 事業所（店舗や事務室など）への設置は補助対象になりますか？

A 補助対象になりません。

ただし、居住用の住宅と併用する場合は補助対象になります。

Q 集合住宅（アパートやマンションなど）は補助対象になりますか？

A 補助対象になりません。

Q 長期優良住宅の認定を受けた住宅に、リフォーム等で補助対象機器を全て設置する場合は、補助対象になりますか？

A 新築住宅を補助対象にしているため、補助対象になりません。

Q 補助対象となる新築住宅について、既に工事を完了し、引渡しを完了しています。補助対象になりますか？

A 交付申請ができるのは、平成30年4月2日（月）から平成31年3月29日（金）までで、補助金の対象となる住宅の所有権保存登記日より1年以内（必着）です。この期間に該当すれば、補助対象になります。なお、補助対象機器の通電(太陽光発電システムについては系統連系)を完了している必要があります。

Q 申請に必要な書類はどこで入手できますか？

A 環境政策課（江南庁舎2階）で配布するほか、本市ホームページからダウンロードすることができます。

Q 申請や商品券の受取を土休日に行うことはできますか？

A 市役所開庁日（平日、年末年始除く）のみ可能です。土休日に行うことはできません。

Q 商品券の受取は、申請者本人が行く必要がありますか？

A 原則、申請者本人か同居のご家族にお渡しをしております。受取にあたっては、環境政策課から送付しました「補助金交付決定通知書（様式第2号）」、申請書に押印したものと同一印鑑、申請者名義の金融機関の口座番号の分かるもの、窓口いらした方の本人確認書類（運転免許証等）をお持ちください。

連絡先

熊谷市 環境部 環境政策課 環境政策係

住所：〒360-0192 熊谷市江南中央一丁目1番地

TEL：048-536-1547

FAX：048-536-2009

MAIL：kankyoseisaku@city.kumagaya.lg.jp